

豪雨時の企業における外出抑制に関する取組

令和2年3月

内閣府（防災担当）

目次

I. はじめに（豪雨時における事業継続上の問題）	1
II. 調査概要	1
1. 基礎調査	1
2. 事例集の作成	2
3. テレワーク、時差出勤、計画休業の概要	2
III. 各企業の取組事例	5

Ⅰ. はじめに（豪雨時における事業継続上の問題）

資産に被害を与えるような台風等の豪雨の襲来が予想される場合、企業は、下表の対応例のとおりリソース毎に対策を講じることが必要となる。

[豪雨襲来時の対応例]

リソース	平時（事前）	有事		
		台風・豪雨襲来直前	台風・豪雨襲来時	台風・豪雨襲来後
従業員等	・教育、訓練	・テレワーク（準備） ・計画的な休業 ・時差出勤（事前通知） ・業務の前倒し/先送り	・テレワーク（実施） ・計画的な休業 ・時差出勤（実施） ・安全な場所への避難	・安否確認・出勤可能者確認 ・時差出勤（実施）
建物設備	・重要設備の高所移動 ・防水資材の準備 （土嚢・止水版等）	・防水資材の設置 ・重要設備の高所移動	・電源の遮断（適宜） ・建物の閉鎖	・建物・設備点検 ・修理依頼
ユーティリティ	・テレワーク環境の構築 ・排水溝等の清掃	・電源の遮断（適宜）	・電源の遮断（適宜）	
商品・原材料	・在庫の積み増し（適宜） ・発注・受注量変更	・在庫の高所への移動 ・在庫の防水化		・在庫品の点検
情報	・モニタリング体制の確立	・モニタリングの実施 （台風情報、河川水位、 避難情報等） ・従業員等への情報発信	・モニタリングの継続 ・従業員等への情報発信	・被災状況の共有
資金	・保険の契約 ・災害時の融資枠の確保			・復旧・復興資金の調達 ・保険金の請求

令和元年東日本台風において、屋外で亡くなった50名のうち、13名が工作中、通勤・帰宅中の被災であった。

本調査では、従業員等の安全を優先した取組と考えられる「テレワーク」、「時差出勤」、「計画休業」についての企業の取組調査を行った。

Ⅱ. 調査概要

各企業への調査は、以下の手順で実施した。

1. 基礎調査

台風等の豪雨襲来時に「テレワーク」、「時差出勤」、「計画休業」を積極的に行っていると思われる企業をインターネット上等の公開情報に基づき基礎調査を実施した。その後、規模、業種等を加味し、調査対象企業を選定した（下表参照）。

[調査対象企業一覧]

	製造業			小売業			その他(金融業、サービス業等)		
	企業名 (匿名)	地域	対応種別	企業名 (匿名)	地域	対応種別	企業名 (匿名)	地域	対応種別
大企業	A社	都市 地方	テレワーク	G社	都市 地方	計画休業	K社	地方	時差出勤
	B社	地方	時差出勤	H社	都市 地方	計画休業	L社	都市	テレワーク 時差出勤
	C社	都市	テレワーク 時差出勤						
中小企業	D社	地方	計画休業	I社	地方	計画休業	M社	都市	テレワーク
その他企業	E社	都市	計画休業	J社	地方	計画休業	N社	地方 都市	テレワーク
	F社	地方	計画休業						

[参考]

・業種・企業規模区分

内閣府「平成 29 年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」における業種区分、企業規模区分と同様の区分とした。(下表を参照)

業種	大企業	中堅企業	その他企業
卸売業	資本金10億円以上かつ 常用雇員数101人以上	資本金1億円超10億円未満かつ 常用雇員数101人以上	資本金1億円超かつ 常用雇員数100人以下
小売業	資本金10億円以上かつ 常用雇員数51人以上	資本金5千万円超10億円未満かつ 常用雇員数51人以上	資本金1億円超かつ 常用雇員数50人以下
サービス業	資本金10億円以上かつ 常用雇員数101人以上	資本金5千万円超10億円未満かつ 常用雇員数101人以上	資本金1億円超かつ 常用雇員数100人以下
製造業その他	資本金10億円以上かつ 常用雇員数301人以上	資本金3億円超10億円未満かつ 常用雇員数301人以上	資本金1億円超3億円以下 及び 資本金3億円超かつ 常用雇員数300人以下

・立地区分(地域)

都市部(表2における「都市」とは「東京23区及び政令指定都市」、地方とは、それ以外の立地と定義する。事例の対象となった拠点を立地判断の基準とした。

2. 事例集の作成

事例集は、以下のプロセスで作成

- ① 基礎調査を基に、各事例1~2ページ程度のドラフトを作成
- ② ドラフト作成後、情報の追加・公開情報の確認が必要と判断された事例については、可能な限り対象企業にインタビュー調査を実施

3. テレワーク、時差出勤、計画休業の概要

「テレワーク」、「時差出勤」、「計画休業」の概要は以下のとおり。

A テレワーク

テレワーク¹とは、情報通信技術活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。2011年3月の東日本大震災を受けた、首都圏での公共交通機関の運休時や計画停電の実施時などにおいて、一部の企業においてテレワークが活用されて以降、BCP(事業継続計画: Business Continuity Plan)の観点から大きな関心が寄せられるようになった。

台風等の豪雨時においては、ほとんどの場合、在宅勤務型のテレワークが採用される。台風の襲来が予見される段階で各社員はパソコンを会社から持ち帰る一方、情報システム部門はテレワークの利用可能なアカウントの増設等の対応を行うことが一般的である。

[テレワークの概念図]



(出所) 一般社団法人 日本テレワーク協会 ホームページ

B 計画休業

計画休業とは、台風や豪雨などの災害に備えて、事前に告知を行った上で休業することを意味する。小売業やサービス業においては利用客と従業員等の安全確保を主目的とし、卸売業や製造業においては自社従業員と協力会社従業員等の安全確保を主目的とする。事前に危機を予見できるにも関わらず必要な対応を怠った場合、企業は「安全配慮義務違反²」を問われるリスクがあることから、こうした対応は今後、更に一般化するものと思われる。台風等の豪雨時においては、企業は鉄道各社が発出する計画運休³の状況を踏まえて計画休業の決定を行うことが多い。昨年、実施された主な計画運休は下表のとおり

¹ 「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語

² 労働契約法第5条に、「企業は従業員に対して安全配慮義務を負っている」「その義務を負っているのは、経営者、権限委譲を受けた管理監督者」であることが明記されており、問題があった場合は、企業の責任が問われ、損害賠償請求の対象となる。2011年3月の東日本大震災においては、常磐山元自動車学校の送迎バスが津波に流されて多数が死亡した事例で、事前に津波警報が発出され危機が予見できたにも関わらず運行を注視しなかったとして多額の損害賠償金の支払いが命じられた(仙台地裁2015年1月13日)。

³ 台風などによる被害をできるだけ小さく留めるために、交通機関が事前に予告した上で運行を中止すること。予告運休、事前運休とも呼ばれる。

[参考：昨年実施された主な計画運休]

台風名	社名	計画運休の実施状況		
		9月8日 (日)	9月9日 (月)	
令和元年房総半島台風	JR東日本	計画運休 を発表	始発から午前 8時頃まで運 休	
令和元年東日本台風	JR西日本な ど	10月11日 (金)	10月12日 (土)	10月13日 (日)
		計画運休 を発表	朝から順次、 又は終日運休	午前より 順次運転再開
	JR東海	10月11日 (金)	10月12日 (土)	10月13日 (日)
		計画運休 を発表	始発から本数 を減らし、9 時～昼頃まで に運転を終了	午前より 順次運転再開
	JR東日本 東京メトロ 東急電鉄など の私鉄	10月11日 (金)	10月12日 (土)	10月13日 (日)
		計画運休 を発表	9時頃から13 時にかけて段 階的に運転を 終了	多くは再開し たが、一部で は 終日運休

C 時差出勤

時差出勤は、交通機関がある一定時間に集中し、通勤交通による満員電車や渋滞が発生している地域において、地域の事業所全体または一部の始業時間と終業時間を変更し、利用者数や交通量を分散する方式のことを指す。通常は総勤務時間を変えずに時間のシフトのみで行う。時差出勤の実施にあたっては、労働者と使用者の合意が必要である。

災害時の公共交通機関の計画運休等による混雑は、近年多くの報道でも取り上げられており、今後、災害時の時差出勤の取組は進んでいくと考えられる。

企業は、台風等の豪雨の襲来のタイミングにより従業員に時差出勤や早期退勤等を指示することが一般的である。他方、社会機能維持の観点から電力事業者、通信事業者、金融機関等の中には、あらかじめ従業員を企業または近傍に宿泊させるなどの措置を講じている企業がある。

III. 各企業の取組事例

別紙参照